

2014年度上半期における工事の入札不調対策として
 導入した不調特命見積協議方式の状況について

中日本高速道路株式会社では、昨今の工事発注における不落・不成立（以下「入札不調」）の増加により、事業執行に支障をきたす事態も懸念されることから、今年3月に円滑な事業執行を図ることを目的として、当初入札において入札不調の場合に「不調特命見積協議方式」を適用しました。

適用後、昨年度に比べて入札不調発生率が大幅に改善しており、2014年度上半期に入札を実施した250万円以上の入札不調の工事の発生件数は19件、発生率は11.2%となっています。

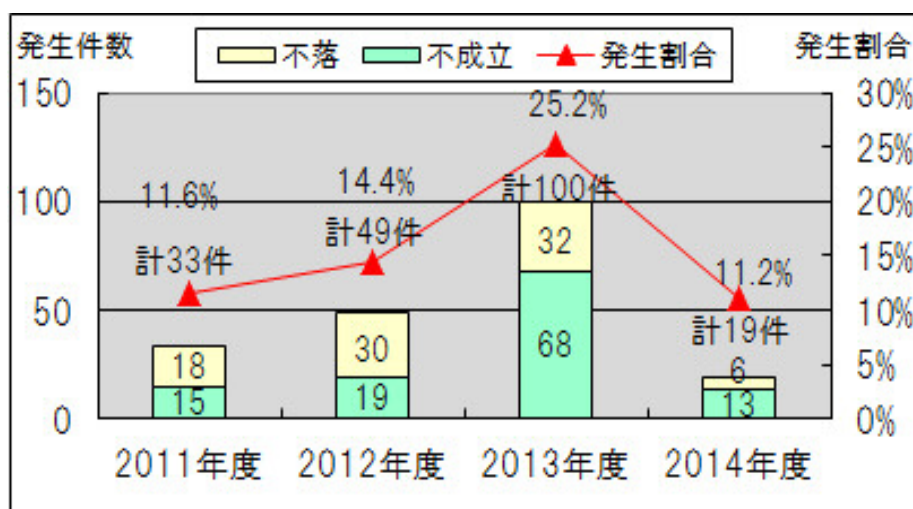
なお、入札不調の多い工種は、昨年度に引き続き、土木工事や道路補修工事です。

入札不調の発生状況

| | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度※1 |
|------------|--------|--------|--------|----------|
| 工事入札執行件数※2 | 285件 | 341件 | 396件 | 169件 |
| 入札不調発生件数 | 33件 | 49件 | 100件 | 19件 |
| 入札不調発生率 | 11.6% | 14.4% | 25.2% | 11.2% |

※1 2014年度は、9月末現在の集計

※2 競争入札等で契約金額250万円以上の件数



《参考》

1. 不調特命見積協議方式とは

当初入札が入札不調の場合に、「契約制限価格」を「契約目安価格」に読み替え、最低入札価格提示者など特定の1者を協議相手として選定し、見積書の内訳について確認協議を行い、協議相手より提出された見積価格が契約制限価格を上回った場合でも、確認協議後の価格で契約できる方式です。

なお、本方式により契約制限価格を上回って契約を締結した工事は、施工中に、材料調達価格や労務構成、機械構成、施工日数等の実態調査を実施し、契約時に行った確認協議内容と大幅な差異が認められた場合には、契約単価の変更を行います。

2. 不調特命見積協議方式の適用対象工事

- ① 安全性向上3カ年計画対象工事
- ② 時間的制約を受ける、または入札参加者が見込めない高速道路の建設や修繕工事

3. 当初入札不調後の不調特命見積協議方式への移行の流れ

